

くみあいニュース No. 160

2021.9.11 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

労使協議がおこなわれました

8月5日と9月10日、職員組合は松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表者とともに労使協議に出席しました。8月5日の労使協議は、過半数代表より教職員全体メールで報告がありましたように、

- 1) 夜間主コースの学生が残り1名となり、6時限目の授業が実質的になくなったことによる学務課職員の始業及び終業時刻を変更する規則改正、
- 2) 京都府の最低賃金が937円になったことから、事務補佐員・技術補佐員（短時間非常勤職員）の最低時給額を910円から950円に変更する規則改正

であり、また、過半数代表者より内部教員昇任時の年俸制への切替強要に関する問題が提起されました。

前回のくみあいニュース(No.159)でお伝えしたように、内部教員昇任時の年俸制への切替強要については、森迫学長から比村委員長に渡された統一要求書に対する回答書の中で、内部教員が公募で採用された場合の給与制については、公募での採用のタイミングにて、従来通りの月給制とするか、新年俸制とするか判断することとする、と前向きな回答もみられました。

9月10日には、短時間非常勤職員就業規則等の改正に関する再協議がおこなわれました。これは、号数が8段階から7段階に縮減され、学歴や経験に応じた適正な号数設定が阻害されるため、過半数代表者から号数の段階を縮減しない改正が求められたことに対するものであり、8段階が維持された修正案が提示されました。

現行		改正案		改正案の修正案	
1号	910円			1号	950円
2号	950円	1号	950円	2号	1,000円
3号	1,000円	2号	1,000円	3号	1,050円
4号	1,050円	3号	1,050円	4号	1,100円
5号	1,100円	4号	1,100円	5号	1,150円
6号	1,150円	5号	1,150円	6号	1,200円
7号	1,200円	6号	1,200円	7号	1,250円
8号	1,250円	7号	1,250円	8号	1,300円

なお、施行日の前日から引き続き在職する職員については、施行日に新たに採用されたものと仮定して算出した時給、あるいは、当初採用時の表に9号1,300円を加えたものになります。新8号1,300円、旧9号1,300円が加わったことは前向きな修正案といえます。

しかし、組合からは、**提案の1,300円の時給であったとしても同一労働同一賃金の観点から非常に低い金額設定であること、近隣の大学では、1,500円を越える時給が設定されている点、以前は10号まで設定されていた点を指摘し、8号までではなく、10号あるいはそれ以上の号を設定する必要性を訴えました。**法人からは人件費を抑制する必要性などについての話もありましたが、本件はベースアップではなく、業務内容や学歴・経験によってより高い給与が得られる可能性を担保するものであり、適切な評価の下で運用されれば大幅な人件費増になるものではなく、むしろ、本学をより魅力的な職場と感じてもらえることで、職員の方の労働意欲の向上、さらには**優秀な職員の方が本学の職員公募に応募してもらえることによって、教職員、学生による教育・研究活動の充実につながるものであり、今後も強く訴え続けていきます。**

なお、9月13日(月)に代議員会が開催されます。本件につきましても、ご意見などありましたら、代議員あるいは執行委員までお知らせください。